

国基準通所型サービス  
通所型サービスA  
運営の手引き



茅ヶ崎市

## 目次

I	業務内容・基本方針	6
1	業務内容	6
2	基本方針	6
II	人員基準について	7
1	管理者	7
2	従業員について	8
(1)	生活相談員	8
(2)	介護職員	10
(3)	看護師または准看護師 《 国基準通所型サービス 》	12
(4)	機能訓練指導員 《 国基準通所型サービス 》	13
3	単位について	15
4	利用者の数又は利用定員について	15
III	設備基準について	16
1	設備及び備品について	16
(1)	事務所	16
(2)	食堂及び機能訓練室	16
(3)	相談室	17
(4)	消火設備その他の非常災害に指して必要な設備	17
2	設備に係る共用	17
3	指定国基準通所型サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定国基準通所型サービス以外のサービスを提供する場合について	18
4	指定居宅サービス、指定介護予防サービス等及び指定第1号事業の一体的運営等について	19
IV	運営基準について	20
1	サービス開始前に	20
(1)	内容及び手続の説明及び同意	20
(2)	提供拒否の禁止	20
(3)	サービス提供困難時の対応	21
(4)	受給資格等の確認	21
(5)	要支援認定等の申請に係る援助	21
2	サービス提供開始に当たって	22
(1)	心身状況等の把握	22
(2)	介護予防支援事業者等との連携	22
(3)	第1号事業支給費の支給を受けるための援助	22
(4)	介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供	22
(5)	介護予防サービス計画等の変更の援助	22
3	サービス提供時	23

(1) サービス提供の記録	23
(2) 利用料等の受領	23
(3) 第1号事業支給費の請求のための証明書の交付	25
4 サービス提供時の注意点	25
(1) 利用者に関する市への通知	25
(2) 緊急時等の対応	25
5 事業運営	26
(1) 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について	26
(2) 管理者の責務	26
(3) 運営規程	26
(4) 勤務体制の確保等	27
(5) 定員の遵守	30
(6) 非常災害対策	30
(7) 業務継続計画の策定等	31
(8) 衛生管理等	32
(9) 掲示	34
(10) 秘密保持等	35
(11) 広告	35
(12) 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止	35
(13) 苦情処理	36
(14) 地域との連携等	37
(15) 事故発生時の対応	37
(16) 虐待の防止	40
(17) 会計の区分	42
(18) 記録の整備	42
(19) 電磁的記録等	43
V 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	44
1 指定国基準通所型サービスの基本取扱方針	44
2 指定国基準通所型サービスの具体的取扱方針	45
3 指定国基準通所型サービスの提供に当たっての留意点	47
4 安全管理体制等の確保	47
VI 介護報酬請求上の注意点について	48
1 算定区分	48
(1) 指定国基準通所型サービス	48
(2) 指定通所型サービスA	49
(3) 日割りについて	49
(4) 通所型サービスAの提供時間について	51
2 加算・減算について	52

(1) 定員超過による減算及び職員の人員欠如による減算	52
(2) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 《国基準通所型サービスのみ》	52
(3) 同一建物に居住する又は同一建物から通所する利用者に係る減算 《国基準通所型サービス》	53
(4) 通所型サービスA送迎加算 《通所型サービスAのみ》	53
(5) 通所型サービスA入浴加算 《通所型サービスAのみ》	54
(6) 生活機能向上グループ活動加算	54
(7) 運動器機能向上加算	55
(8) 若年性認知症利用者受入加算	56
(9) 栄養アセスメント加算	56
(10) 栄養改善加算	56
(11) 口腔機能向上加算	57
(12) 選択的サービス複数実施加算	58
(13) 事業所評価加算 《国基準通所型サービス》	58
(14) サービス提供体制強化加算	59
(15) 生活機能向上連携加算	60
(16) 口腔・栄養スクリーニング加算	61
(17) 科学的介護推進体制加算	63
(18) 介護職員処遇改善加算	63
(19) 介護職員等特定処遇改善加算	68
(20) 介護職員等ベースアップ等支援加算	69
3 他のサービスとの関係	70

【基準等の略称について】

○国基準通所型サービス要綱

茅ヶ崎市指定第1号事業に係る国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

○通所型サービスA要綱

茅ヶ崎市指定第1号事業に係る通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

○国基準サービス逐条解説

茅ヶ崎市指定第1号事業に係る国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱及び茅ヶ崎市指定第1号事業に係る国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の逐条解説

○サービスA逐条解説

茅ヶ崎市指定第1号事業に係る訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱及び茅ヶ崎市指定第1号事業に係る通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の逐条解説

○指定居宅サービス等基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

○居宅サービス額の算定に関する留意事項

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企36号）

○指定地域密着型サービス基準

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

○額の算定に関する要綱

茅ヶ崎市指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

○額の算定に関する留意事項

茅ヶ崎市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱の制定に伴う実施上の留意事項について

## I 業務内容・基本方針

### 1 業務内容

#### ○国基準通所型サービス【国基準通所型サービス要綱 第2条（12）】

旧介護予防通所介護に相当するもので、居宅要支援被保険者等の介護予防（身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）を目的として、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、施行規則第140条の62の5第2項で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

#### ○通所型サービスA【通所型サービスA要綱 第2条（12）】

居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、通所型サービスAを実施するために必要な広さを有する施設に通わせ、当該施設において、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練を行うことをいう。

### 2 基本方針

#### ○国基準通所型サービス【国基準通所型サービス要綱 第4条】

指定第1号事業に該当する国基準通所型サービス（以下「指定国基準通所型サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### ○通所型サービスA【通所型サービスA要綱 第4条】

指定第1号事業に該当する通所型サービスA（以下「指定通所型サービスA」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## II 人員基準について

### 1 管理者【国基準通所型サービス要綱 第6条】【通所型サービスA要綱 第6条】

#### 国基準通所型サービス

指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定国基準通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定国基準通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

指定国基準通所型サービス事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

ア 当該指定国基準通所型サービス事業所の他の職務に従事する場合

イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

【国基準サービス逐条解説 第3 II 1 (4)】

#### 通所型サービスA

- 1 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに、管理者を置かなければならない。
- 2 前項の管理者は、次のいずれかに該当する者をもって充てなければならない。
  - (1) 市長が茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修実施要綱の定めるところにより実施する研修（以下「サービスA担い手研修」という。）を修了した者
  - (2) 指定居宅サービス等基準第93条第1項第1号に規定する生活相談員の基準を満たす者
  - (3) 指定地域密着型サービス等基準第20条第1項第1号に規定する生活相談員の基準を満たす者
- 3 第1項の管理者は、専らその職務に従事しなければならない。ただし、指定通所型サービスA事業所の指定通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定通所型サービスAは、第1項の管理者又は第2項各号のいずれかに該当する従業者がその職務に従事していないときは、指定通所型サービスAを提供してはならない。

指定通所型サービスA事業所の管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務及び通所型サービスAに従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務及び通所型サービスAの提供に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

ア 管理者は、利用者の生活の向上を図るため、適切な相談・援助等を行う必要があり、これらの業務に支障がない範囲で当該指定通所型サービスA事業所の他の職務に従事する場合

イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務及び通所型サービスAの提供に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

ウ 管理者の勤務していない時間帯に通所型サービスAを提供する場合、利用に関する申し込みや問い合わせ、緊急時の対応等を踏まえ、管理者又は、同条第2項各号のいずれかに該当する従業者が通所型サービスAの提供時間帯にその職務に従事していない場合は、指定通所型サービスAを提供してはならないことに留意すること。

【サービスA逐条解説 第3 II 1 (2)】

## 2 従業員について【国基準通所型サービス要綱 第5条】

### (1) 生活相談員 《 国基準通所型サービス 》

【国基準通所型サービス要綱 第5条】

#### <資格>

- ・ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- ・ 上記と同等以上の能力を有すると認められる者

※ 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 1 (2)】

「指定（介護予防）通所介護事業所における生活相談員の資格要件について（平成26年1月27日神奈川県保健福祉局福祉部介護保険課事務連絡）」と同様の考え方とする。

#### <必要員数>

指定国基準通所型サービスの提供日ごとに、指定国基準通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定国基準通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定国基準通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数



生活相談員については、指定国基準通所型サービスの単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定国基準通所型サービス事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。

（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

例えば、1単位の指定国基準通所型サービスを実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定国基準通所型サービスを実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

なお、指定国基準通所型サービス事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の第1号事業者、地域の住民活動等と連携し、指定国基準通所型サービス事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】

#### <勤務形態>

生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤でなければならない。

## (2) 介護職員

【国基準通所型サービス要綱 第5条】【通所型サービスA要綱 第5条】

### <必要員数>

#### 国基準通所型サービス

指定国基準通所型サービスの単位ごとに、当該指定国基準通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定国基準通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定国基準通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定国基準通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定国基準通所型サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定国基準通所型サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数。

#### 通所型サービスA

指定通所型サービスAの事業を行う者（以下「指定通所型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき介護職員の員数は、指定通所型サービスAの単位ごとに、当該指定通所型サービスAを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

- ・ **国基準通所型サービス**の介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。
- ・ **通所型サービスA**の介護職員の人員配置については、勤務延時間数を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。
- ・ 介護職員については、指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。

(確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式)

- ・ 利用者数 15 人まで  
単位ごとに確保すべき勤務延時間数 = 平均提供時間数
- ・ 利用者数 16 人以上  
単位ごとに確保すべき勤務延時間数 =  $((\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$

※ 平均提供時間数 = 利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ 利用者数

例えば、利用者数 18 人、提供時間数を 5 時間とした場合、 $(18 - 15) \div 5 + 1 = 1.6$  となり、5 時間の勤務時間数を 1.6 名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、 $5 \times 1.6 = 8$  時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例を別表三に示すものとする。

【国基準サービス逐条解説 第 3 Ⅱ 1 (1)】

【サービス A 逐条解説 第 3 Ⅱ 1 (1)】

<勤務形態>

- ・ 指定国基準通所型サービス（指定通所型サービス A）の単位ごとに、介護職員を常時 1 人以上当該指定国基準通所型サービス（指定通所型サービス A）に従事させなければならない。
- ・ 介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定国基準通所型サービス（指定通所型サービス A）の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- ・ **指定国基準通所型サービス**の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- ・ **指定通所型サービス A 事業者**が、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定国基準通所型サービスの指定を現に受けている場合であって、かつ、指定通所型サービス A 事業所がこれらの規定する事業を行う事業所を兼ねる場合にあつては、指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項第 3 号、指定地域密着型サービス基準第 2 0 条第 1 項第 3 号又は茅ヶ崎市指定第 1 号事業に係る国基準通所型サービス要綱の定めるところにより置くべき介護職員を兼ねることができる。

・ 介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時 1 名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。

・ 例えば複数の単位の指定国基準通所型サービスを同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に 1 名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

【国基準サービス逐条解説 第 3 Ⅱ 1 (1)】

【サービス A 逐条解説 第 3 Ⅱ 1 (1)】

(3) 看護師又は准看護師 《 国基準通所型サービス 》

【国基準通所型サービス要綱 第5条】

<必要員数>

指定国基準通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定国基準通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

看護職員については、指定国基準通所型サービス事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとする。

(ア) 指定国基準通所型サービス事業所の従業者により確保する場合

提供時間帯を通じて、専ら当該指定国基準通所型サービスの提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定国基準通所型サービス事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

(イ) 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合

看護職員が指定国基準通所型サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定国基準通所型サービス事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。

なお(ア)及び(イ)における「密接かつ適切な連携」とは、指定国基準通所型サービス事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】

※ 指定国基準通所型サービス事業所の利用定員が10人以下の場合

「(2) 介護職員」及び「(3) 看護師又は准看護師」に関わらず、介護職員及び看護職員の員数を、指定国基準通所型サービスの単位ごとに、当該指定国基準通所型サービスを提供している時間帯に介護職員又は看護職員（いずれも専ら当該指定国基準通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数は1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

その場合は、(2) 介護職員 <勤務形態>について、「介護職員」を「看護職員又は介護職員」に読み替える。





Q. 今まで10人定員で実施しているため、看護職員を配置していないが、食堂及び機能訓練室の平米数に余裕があり、人員が確保され、通所型サービスAを提供した際、定員が通所型サービスAの利用者を含めて10人以上となってしまった場合は、看護職員の配置は必要か。

A. 通所介護、地域密着型通所介護及び国基準通所型サービスと通所型サービスAを一体的に実施する場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、通所型サービスAの利用者数は含めず、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数にも含めません。

そのため、通所介護と国基準通所型サービスの利用者が定員10人以内であれば、看護職員の配置は必要ありません。

#### (4) 機能訓練指導員 《 国基準通所型サービス 》

【国基準通所型サービス要綱 第5条】

<必要員数>

1以上配置すること

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 1 (3)】

別表三

国基準通所型サービスの人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）

		平均提供時間数						
		3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
利用者	5人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	10人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	15人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	16人	3.6 時間	4.8 時間	6.0 時間	7.2 時間	8.4 時間	9.6 時間	10.8 時間
	17人	4.2 時間	5.6 時間	7.0 時間	8.4 時間	9.8 時間	11.2 時間	12.6 時間
	18人	4.8 時間	6.4 時間	8.0 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間
	19人	5.4 時間	7.2 時間	9.0 時間	10.8 時間	12.6 時間	14.4 時間	16.2 時間
	20人	6.0 時間	8.0 時間	10.0 時間	12.0 時間	14.0 時間	16.0 時間	18.0 時間

### 3 単位について

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】

指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）の単位とは、同時に、一体的に提供される指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

（ア）指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

（イ）午前と午後とで別の利用者に対して指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）を提供する場合

また、利用者ごとに策定した国基準通所型サービス計画（通所型サービスA計画）に位置づけられた内容の国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。

同一事業所で複数の単位の指定国基準通所型サービスを同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。

### 4 利用者の数又は利用定員について

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】

利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）を提供する場合であって、それぞれの指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

### Ⅲ 設備基準について

※ 国基準通所型サービスと通所型サービスAで内容が重複している部分については、国基準通所型サービスを通所型サービスAに読み替えてください。

#### 1 設備及び備品について

指定国基準通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定国基準通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければなりません。

##### (1) 事業所

【国基準サービス逐条解説 第3Ⅱ2(1)】【サービスA逐条解説 第3Ⅱ2(1)】

事業所とは、指定国基準通所型サービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向いて指定国基準通所型サービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

##### (2) 食堂及び機能訓練室

【国基準通所型サービス要綱 第7条】【通所型サービスA要綱 第7条】

1 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートル（2.3平方メートル）に利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

国基準通所型サービス	3平方メートル
通所型サービスA	2.3平方メートル

2 1にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

3 **指定通所型サービスA事業者**が指定通所通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定国基準通所型サービスの指定を現に受けている場合であって、指定通所型サービスA事業所の食堂及び機能訓練室において指定通所型サービスAの事業と指定通所介護事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定国基準通所型サービスの事業（以下「指定通所介護等」という。）を同時に実施するときは、1で規定している「2.3平方メートル」とあるのは、「3平方メートル」とする。

ア 指定国基準通所型サービス事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定国基準通所型サービスの機能訓練室等」という。）については、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、指定国基準通所型サービスが原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。



ただし、指定国基準通所型サービスの単位をさらにグループ分けして効果的な指定国基準通所型サービスの提供が期待される場合はこの限りではない。

イ 3については、同じ時間帯に指定通所介護、指定国基準通所型サービス、指定地域密着型通所介護のサービス等を提供する場合は、当該利用者の処遇に支障があることから、利用者ごとに3平方メートルを確保する必要があるという考えである。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 2 (2)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 2 (2)】

### (3) 相談室 《 国基準通所型サービス 》

【国基準通所型サービス要綱 第7条】

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

### (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 2 (3)】【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 2 (3)】

消火設備その他の非常災害に際して必要設備とは、消防法その他の法令等(※)に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

※ 必ず最寄りの消防署等に対応方法についてご確認ください。

※ 新規に事業所を開設するときだけでなく、事業所を移転するときも同様の確認を行ってください。

#### ※「消防法その他の法令等」について

利用者の安全を確保するため、通所介護事業所には、消火設備その他非常災害に際して必要な設備の設置が必要です。建物の使用用途、面積等によって消火器や自動火災報知設備等の設置を求められる場合があります。必ず最寄りの消防署等に対応方法についてご確認ください。

消防法のほか、建築基準法等においても建築物の防火等に係る規定が設けられています。

介護保険法の「通所介護事業所」は、建築基準法の「児童福祉施設等」に該当しますので、介護保険法令だけでなく、こうした関係法令に規定されている内容も満たす必要があります。

(詳細は建築指導課へご確認ください。)



## 2 設備に係る共用【国基準通所型サービス要綱 第7条】【通所型サービスA要綱 第7条】

「1 設備及び備品について」に掲げる設備は、専ら当該指定国基準通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

指定国基準通所型サービスの機能訓練室等と、指定国基準通所型サービス事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

(ア) 当該部屋等において、指定国基準通所型サービス事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。

(イ) 指定国基準通所型サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定国基準通所型サービス事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション等の設備基準を満たすこと。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 2 (4)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 2 (4)】

### 3 指定国基準通所型サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定国基準通所型サービス以外のサービスを提供する場合について（指定国基準通所型サービスの提供に支障がない場合に限る。）

当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定国基準通所型サービスの事業に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

・ 指定国基準通所型サービスの提供以外の目的で、指定国基準通所型サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定国基準通所型サービス以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定国基準通所型サービス事業者に係る指定を行った市長に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容については、別紙様式によるものとする。また、指定国基準通所型サービス事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を市に報告することとする。

・ 指定国基準通所型サービス事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に市長に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに市長に届け出るよう努めることとする。

・ 宿泊サービスを提供する指定国基準通所型サービス事業所は、市の消防本部予防課へ上記に規定する当該届出の内容についての情報提供に努めることとする。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 2 (4) (5) (6)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 2 (4) (5) (6)】

#### 4 指定居宅サービス、指定第1号事業の一体的運営等について

指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定第1号事業に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定第1号事業の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、施行規則第140条の63の6第1項第1号の規定に基づく第1号事業における各基準を満たすことによって、基準を満たしていると思なすことができる等の取扱いを行うことができるとされたが、その意義は次のとおりである。

設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この30人に第1号通所事業の利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、国基準訪問型サービス要綱又は国基準通所型サービス要綱の基準も同時に満たしていると思なすことができるという趣旨である。

なお、居宅サービスと第1号事業を同一の拠点において運営している場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

また、例えば、指定居宅サービス及び施行規則第140条の63の6第1項第1号の規定に基づく指定第1号事業と施行規則第140条の63の6第2号に規定された基準（以下「緩和した基準」という。）による第1号訪問事業等を一体的に運営する場合には、緩和した基準による第1号訪問事業等については、市がサービス内容等に応じて基準を定められるが、例えば、サービス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基準を満たす必要があるので留意されたい。

【国基準サービス逐条解説 第23】

【サービスA逐条解説 第23】

#### IV 運営基準について

※ 国基準通所型サービスと通所型サービスAで内容が重複している部分については、国基準通所型サービスを通所型サービスAに読み替えてください。

### 1 サービス開始前に

#### (1) 内容及び手続の説明及び同意

【国基準通所型サービス要綱 第8条】【通所型サービスA要綱 第8条】

指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、国基準通所型サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

指定国基準通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定国基準通所型サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定国基準通所型サービス事業所の運営規程の概要、国基準通所型サービス従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定国基準通所型サービス事業者が、他の介護保険及び第1号事業に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定国基準通所型サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。

なお、当該同意については、利用者及び指定国基準通所型サービス事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (1)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (1)】

#### (2) 提供拒否の禁止

【国基準通所型サービス要綱 第9条】【通所型サービスA要綱 第9条】

指定国基準通所型サービス事業者は、正当な理由なく指定国基準通所型サービスの提供を拒んではならない。

原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、居宅要支援被保険者等の状態や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が特定のサービス行為以外の指定国基準通所型サービスの利用を希望することを理由にサービス提供を拒否することも禁止するものである。

提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、以下の通りである。

① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定国基準通所型サービスを提供することが困難な場合

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 3 (2)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 3 (2)】

### (3) サービス提供困難時の対応

【国基準通所型サービス要綱 第10条】【通所型サービスA要綱 第10条】

指定国基準通所型サービス事業者は、当該指定国基準通所型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定国基準通所型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定国基準通所型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

### (4) 受給資格等の確認

【国基準通所型サービス要綱 第11条】【通所型サービスA要綱 第11条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定（法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）の有無及び要支援認定の有効期間又は施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「基本チェックリスト」という。）の該当の有無を確かめるものとする。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定国基準通所型サービスを提供するように努めなければならない。

### (5) 要支援認定等の申請に係る援助

【国基準通所型サービス要綱 第12条】【通所型サービスA要綱 第12条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない又は基本チェックリストの該当の確認を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう又は当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該確認を受けられるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

## 2 サービス提供開始に当たって

### (1) 心身状況等の把握

【国基準通所型サービス要綱 第13条】【通所型サービスA要綱 第13条】

指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

### (2) 介護予防支援等の連携

【国基準通所型サービス要綱 第14条】【通所型サービスA要綱 第14条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### (3) 第1号事業支給費の支給を受けるための援助

【国基準通所型サービス要綱 第15条】【通所型サービスA要綱 第15条】

指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

### (4) 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供

【国基準通所型サービス要綱 第16条】【通所型サービスA要綱 第16条】

指定国基準通所型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定国基準通所型サービスを提供しなければならない。

### (5) 介護予防サービス計画等の変更の援助

【国基準通所型サービス要綱 第17条】【通所型サービスA要綱 第17条】

指定国基準通所型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

### 3 サービス提供時

#### (1) サービス提供の記録

【国基準通所型サービス要綱 第18条】【通所型サービスA要綱 第18条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスを提供した際には、当該指定国基準通所型サービスの提供日及び内容、当該指定国基準通所型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

ア 国基準通所型サービス要綱第18条は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスを提供した際には、当該指定国基準通所型サービスの提供日、内容、第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。

イ 同条第2項は、当該指定国基準通所型サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、国基準通所型サービス要綱第37条第2項の規定に基づき、5年間保存しなければならない。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (8)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (8)】

#### (2) 利用料等の受領

【国基準通所型サービス要綱 第19条】【通所型サービスA要綱 第19条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定国基準通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定国基準通所型サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定国基準通所型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定国基準通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定国基準通所型サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定国基準通所型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 食事の提供に要する費用
  - (3) おむつ代
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定国基準通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、居宅サービス等基準第96条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定国基準通所型サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- ・ 通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」を利用者から受け取ることができるが、国基準通所型サービスでは、受け取ることができないので留意すること。
- ・ 国基準通所型サービス要綱第19条第1項は、指定国基準通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定国基準通所型サービスについての利用者負担として、第1号事業支給費用基準額の1割、2割又は3割（施行規則第140条の63の2の規定の適用により第1号事業支給費の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。
- ・ 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定国基準通所型サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定国基準通所型サービスに係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。  
 なお、そもそも第1号事業支給費の対象となる指定国基準通所型サービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。
  - (ア) 利用者に、当該事業が指定国基準通所型サービスの事業とは別事業であり、当該サービスが第1号事業支給費の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
  - (イ) 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定国基準通所型サービス事業所の運営規程とは別に定められていること。
  - (ウ) 会計が指定国基準通所型サービスの事業の会計と区分されていること。
- ・ 同条第3項は、指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスの提供に関して、
  - (ア) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (イ) 食事の提供に要する費用
  - (ウ) おむつ代



(エ) 各号に掲げるもののほか、指定国基準通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、第1号事業支給費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、(イ)の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。)の定めるところによるものとし、(エ)の費用の具体的な範囲については、通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年老企第54号)の通知と同趣旨とする。

同条第5項は、指定国基準通所型サービス事業者は、同条第3項の費用に係る支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 3 (9)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 3 (9)】

### (3) 第1号事業支給費の請求のための証明書の交付

【国基準通所型サービス要綱 第20条】【通所型サービスA要綱 第20条】

指定国基準通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定国基準通所型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定国基準通所型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

## 4 サービス提供時の注意点

### (1) 利用者に関する市への通知

【国基準通所型サービス要綱 第21条】【通所型サービスA要綱 第21条】

指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定国基準通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、居宅要支援被保険者等の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費若しくは保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

### (2) 緊急時等の対応

【国基準通所型サービス要綱 第22条】【通所型サービスA要綱 第22条】

国基準通所型サービス従業者は、現に指定国基準通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病

状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 5 事業運営

### (1) 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について

【国基準通所型サービス要綱 第3条】【通所型サービスA要綱 第3条】

指定国基準通所型サービス事業者は、指定第1号事業のサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

国基準通所型サービス要綱第3条第4項は、指定第1号事業のサービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。

この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE: Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。

【国基準サービス逐条解説 第3 I 3 (1)】

【サービスA逐条解説 第3 I 3 (1)】

### (2) 管理者の責務

【国基準通所型サービス要綱 第23条】【通所型サービスA要綱 第23条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、指定国基準通所型サービス事業所の従業者の管理及び指定国基準通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者に国基準通所型サービス要綱第2章第4節及び第5節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

### (3) 運営規程

【国基準通所型サービス要綱 第24条】【通所型サービスA要綱 第24条】

指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定国基準通所型サービスの利用定員
- (5) 指定国基準通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域

- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

国基準通所型サービス要綱第24条は、指定国基準通所型サービスの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定国基準通所型サービスの提供を確保するため、同条第1号から第11号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定国基準通所型サービス事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

ア 営業日及び営業時間

指定国基準通所型サービスの営業日及び営業時間を記載すること。

イ 指定国基準通所型サービスの利用定員

利用定員とは、当該指定国基準通所型サービス事業所において同時に指定国基準通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。

ウ 指定国基準通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額

「指定国基準通所型サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。

エ サービス利用に当たっての留意事項

利用者が指定国基準通所型サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること。

オ 非常災害対策

(6) 非常災害対策（本テキストP30）で示す非常災害に関する具体的計画を指すものであること。

【国基準サービス逐条解説 第3Ⅱ3(14)】

【サービスA逐条解説 第3Ⅱ3(14)】

(4) 勤務体制の確保等

【国基準通所型サービス要綱 第25条】【通所型サービスA要綱 第25条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定国基準通所型サービスを提供できるよう、指定国基準通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービス事業所ごとに、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者によって指定国基準通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定国基準通所型サービス事業者は、国基準通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定国基準通所型サービス事業者は、全ての国基準通所型サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定国基準通所型サービス事業者は、適切な指定国基準通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより国基準通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

次の点に留意するものとする。

- ・ 指定国基準通所型サービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、国基準通所型サービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ・ 同条第2項は、原則として、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者たる国基準通所型サービス従業者によって指定国基準通所型サービスを提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。
- ・ 同条第3項前段は、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。また、同項後段は、国基準通所型サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。指定国基準通所型サービス事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての国基準通所型サービス従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない）。

- ・ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメ

ント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

#### ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

##### a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

##### b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

#### イ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、ア（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)）

加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。

【国基準サービス逐条解説 第3Ⅱ3(15)】

【サービスA逐条解説 第3Ⅱ3(15)】

※ 管理者の指揮命令権の及ばない請負契約等は認められない。

(5) 定員の遵守

【国基準通所型サービス要綱 第26条】【通所型サービスA要綱 第26条】

指定国基準通所型サービス事業者は、利用定員を超えて指定国基準通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(6) 非常災害対策

【国基準通所型サービス要綱 第27条】【通所型サービスA要綱 第27条】

指定国基準通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

指定国基準通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

ア 国基準通所型サービス要綱第27条は、指定国基準通所型サービス事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定国基準通所型サービス事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定国基準通所型サービス事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

イ 同条第2項は、指定国基準通所型サービス事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (17)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (17)】

(7) 業務継続計画の策定等

【国基準通所型サービス要綱 第27条の2】【通所型サービスA要綱 第27条の2】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、国基準通所型サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定国基準通所型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

ア 国基準通所型サービス要綱第27条の2は、指定国基準通所型サービス事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定国基準通所型サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、国基準通所型サービス従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、国基準通所型サービス要綱第27条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

イ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

(ア) 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

(イ) 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

ウ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を実施するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

エ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (16)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (16)】

## (8) 衛生管理等

【国基準通所型サービス要綱 第28条】【通所型サービスA要綱 第28条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、当該指定国基準通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定国基準通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、国基準通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定国基準通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定国基準通所型サービス事業所において、国基準通所型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

ア 国基準通所型サービス要綱第28条は、指定国基準通所型サービス事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- (ア) 指定国基準通所型サービス事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- (イ) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、国から別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- (ウ) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。



イ 同条第2項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次の（ア）から（ウ）までの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

（ア）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

（イ）感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

（ウ）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

国基準通所型サービス従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態

に応じ行うこと。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (18)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (18)】

#### (9) 掲示

【国基準通所型サービス要綱 第29条】【通所型サービスA要綱 第29条】

指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、国基準通所型サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定国基準通所型サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定国基準通所型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

ア 国基準通所型サービス要綱第29条第1項は、指定国基準通所型サービス事業者は、運営規程の概要、国基準通所型サービス従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定国基準通所型サービス事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。

（ア）事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。

（イ）国基準通所型サービス従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、国基準通所型サービス従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

イ 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定国基準通所型サービス事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (19)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (19)】

(10) 秘密保持等

【国基準通所型サービス要綱 第30条】【通所型サービスA要綱 第30条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定国基準通所型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

- ・ 同条第2項は、指定国基準通所型サービス事業者に対して、過去に当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定国基準通所型サービス事業者は、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。
- ・ 同条第3項は、国基準通所型サービス事業所の従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、地域包括支援センター等の担当職員や介護支援専門員、他のサービスの担当者と共有するためには、指定国基準通所型サービス事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (20)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (20)】

(11) 広告

【国基準通所型サービス要綱 第31条】【通所型サービスA要綱 第31条】

指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービス事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(12) 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止

【国基準通所型サービス要綱 第32条】【通所型サービスA要綱 第32条】

指定国基準通所型サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(13) 苦情処理

【国基準通所型サービス要綱 第33条】【通所型サービスA要綱 第33条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、提供した指定国基準通所型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定国基準通所型サービス事業者は、提供した指定国基準通所型サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定国基準通所型サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定国基準通所型サービス事業者は、提供した指定国基準通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定国基準通所型サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

・ 国基準通所型サービス要綱第33条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

・ 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定国基準通所型サービス事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定国基準通所型サービス事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。

また、指定国基準通所型サービス事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。

・ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定国基準通所型サービス事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (22)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (22)】

(14) 地域との連携等

【国基準通所型サービス要綱 第34条】【通所型サービスA要綱 第34条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定国基準通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定国基準通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定国基準通所型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

ア 国基準通所型サービス要綱第34条第1項は、国基準通所型サービスの事業が地域に開かれた事業として行われるよう、国基準通所型サービス事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

イ 同条第2項は、国基準通所型サービス要綱第3条第2項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

【国基準サービス逐条解説 第3Ⅱ3(23)】

【サービスA逐条解説 第3Ⅱ3(23)】

(15) 事故発生時の対応

【国基準通所型サービス要綱 第35条】【通所型サービスA要綱 第35条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定国基準通所型サービス事業者は、利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定国基準通所型サービス事業者は、第7条第4項の指定国基準通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

国基準通所型サービス要綱第37条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

ア 利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定国基準通所型サービス事業者が定めておくことが望ましいこと。

イ 指定国基準通所型サービス事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。

ウ 指定国基準通所型サービス事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

なお、夜間及び深夜に指定国基準通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (24)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (24)】

#### <実際に事故が起きた場合>

- ・ 事故後、各事業者は、速やかに e-kanagawa を活用して報告する。(第一報)

※ e-kanagawa (電子申請システム)

トップページ > オンラインサービス > 電子申請 > 介護保険事業者 事故報告 (事業者→茅ヶ崎市)

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList_initDisplay.action)

- ・ 市町村、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡を行い、必要な措置を講じる。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- ・ 事故処理の区切りがついたところで、改めて e-kanagawa を活用して報告する。
- ・ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。(賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を確保しておくことが望ましい。

※ e-kanagawa を活用した報告が困難な場合は、電話で報告する。

#### <事故になるのを未然に防ぐ>

- ・ 事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- ・ 事故に至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合 (ヒヤリ・ハット事例) 及び現状を放置しておくとして介護事故に結びつく可能性が高いものについて事前に情報を収集し、未然防止対策を講じる必要があります。

#### 【ポイント】

- ・ 事故が起きた場合の連絡先・連絡方法について、あらかじめ事業所で定め、従業員に周知してください。
- ・ 少なくとも事業所が所在する市町村においては、どのような事故が起きた場合に報告するか確認しておいてください。

#### <報告の範囲>

各事業者は、次の(1)～(3)の場合、報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

ア 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。

また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

イ ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。

ウ 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、イに該当する場合は報告すること）。

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。

オ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

(2) 食中毒及び感染症、結核の発生

注) 食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告すること。

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

報告の範囲は、利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など）については報告すること。

・ 事業所における損害賠償の方法（保険に加入している場合にはその内容）について把握しておいてください。

・ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備してください。

具体的に想定されること

ア 介護事故等について報告するための様式を整備する。

イ 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生、又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い介護事故等について報告すること。

ウ 事業所において、報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。

オ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。

カ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

→ 事故の報告は、市町村に行うことになっています。事業所所在地の市町村、及び利用者の保険者である市町村に事故報告の範囲・方法について確認しておいてください。

詳細は、下記に掲載しています。

トップページ > 申請書ダウンロード > 高齢・介護関係の申請書 > 介護保険事業者等 事故報告書  
<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shinseisho/kourei/1002066.html>

## (16) 虐待の防止

【国基準通所型サービス要綱 第35条の2】【通所型サービスA要綱 第35条の2】

指定国基準通所型サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない

- (1) 当該指定国基準通所型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、国基準通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定国基準通所型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定国基準通所型サービス事業所において、国基準通所型サービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定国基準訪問型サービス事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

### ア 虐待の未然防止

指定国基準通所型サービス事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、国基準通所型サービス要綱第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

### イ 虐待等の早期発見

指定国基準通所型サービス事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

### ウ 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定国基準通所型サービス事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。



#### ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- (ア) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- (イ) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (ウ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (エ) 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- (オ) 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (カ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (キ) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### イ 虐待の防止のための指針

指定国基準訪問型サービス事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- (ア) 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- (イ) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- (ウ) 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- (エ) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- (オ) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- (カ) 成年後見制度の利用支援に関する事項
- (キ) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- (ク) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- (ケ) その他虐待の防止の推進のために必要な事項

#### ウ 虐待の防止のための従業者に対する研修

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定国基準通所型サービス事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定国基準通所型サービス事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

#### エ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

指定国基準通所型サービス事業所における虐待を防止するための体制として、アからウまでに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 3 (25)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 3 (25)】

### (17) 会計の区分

【国基準通所型サービス要綱 第36条】【通所型サービスA要綱 第36条】

指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定国基準通所型サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

具体的な会計処理の方法等については、厚生労働省老健局振興課長通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年老振発第18号）を参考に行うものであること。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 3 (26)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 3 (26)】

### (18) 記録の整備

【国基準通所型サービス要綱 第37条】【通所型サービスA要綱 第37条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 国基準通所型サービス計画
  - (2) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第21条に規定する市への通知に係る記録
  - (4) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第35条第2項（第4条により準じる場合を含む。）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

国基準通所型サービス要綱第37条第2項は、指定国基準通所型サービス事業者が同項各号に規定する記録を整備し、5年間保存しなければならないこととしたものである。

なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (27)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (27)】

#### (19) 電磁的記録等

【国基準通所型サービス要綱 第42条】【通所型サービスA要綱 第42条】

- 1 指定事業者及び指定第1号事業のサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（国基準通所型サービス要綱第11条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 指定事業者及び指定第1号事業のサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

V 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※ 国基準通所型サービスと通所型サービスで内容が重複している部分については、国基準通所型サービスを通所型サービスAに読み替えてください。

1 指定国基準通所型サービスの基本取扱方針

【国基準通所型サービス要綱 第38条】【通所型サービスA要綱 第38条】

- (1) 指定国基準通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- (2) 指定国基準通所型サービス事業者は、自らその提供する指定国基準通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- (3) 指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- (4) 指定国基準通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- (5) 指定国基準通所型サービス事業者は、指定国基準通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

特に留意すべきところは、次のとおりである。

ア 国基準通所型サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

イ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

ウ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

エ 提供された国基準通所型サービスについては、国基準通所型サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (28)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (28)】

## 2 指定国基準通所型サービスの具体的取扱方針

【国基準通所型サービス要綱 第39条】【通所型サービスA要綱 第39条】

指定国基準通所型サービスの方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定国基準通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した国基準通所型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 国基準通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、国基準通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、国基準通所型サービス計画を作成した際には、当該国基準通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、国基準通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、国基準通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該国基準通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該国基準通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該国基準通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて国基準通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) (1) から (10) までの規定は、前号に規定する国基準通所型サービス計画の変更について準用する。

- ・ 国基準通所型サービス要綱第39条第1号及び第2号は、管理者は、国基準通所型サービス計画を作成しなければならないとしたものである。国基準通所型サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、国基準通所型サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、国基準通所型サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ・ 同条第3号は、国基準通所型サービス計画は、介護予防サービス計画等に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、国基準通所型サービス計画の作成後に介護予防サービス計画等が作成された場合は、当該国基準通所型サービス計画が介護予防サービス計画等に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ・ 同条第4号から第7号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、国基準通所型サービス計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、国基準通所型サービス計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、国基準通所型サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該国基準通所型サービス計画は、国基準通所型サービス要綱第37条第2項の規定に基づき、5年間保存しなければならないこととしている。
- ・ 国基準通所型サービス要綱第39条第8号は、指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。
- ・ 地域包括支援センター等に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画等に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。

また、併せて、事業者は国基準通所型サービス計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の国基準通所型サービス計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する地域包括支援センター等とも相談の上、必要に応じて当該国基準通所型サービス計画の変更を行うこと。
- ・ 地域包括支援センター等が行う第1号介護予防支援事業及び介護予防支援事業で位置付けられている計画の提出を求めるものとする規定されていることを踏まえ、介護予防サービス計画等に基づきサービスを提供している指定国基準通所型サービス事業者は、地域包括支援センター等から国基準通所型サービス計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するよう努めること。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (29)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (29)】

### 3 指定国基準通所型サービスの提供に当たっての留意点

【国基準通所型サービス要綱 第40条】【通所型サービスA要綱 第40条】

指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定国基準通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）又は第1号介護予防支援事業におけるアセスメント（居宅要支援被保険者等についての健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題の把握をいう。）において把握された課題、指定国基準通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定国基準通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定国基準通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

### 4 安全管理体制等の確保

【国基準通所型サービス要綱 第41条】【通所型サービスA要綱 第41条】

- 1 指定国基準通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。
- 2 指定国基準通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定国基準通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定国基準通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## VI 介護報酬請求上の注意点について

### 1 算定区分

#### (1) 指定国基準通所型サービス

【額の算定に関する要綱 別表 2 注1】

次に掲げる区分に従い、事業対象者においては当該利用者の週における利用回数、居宅要支援被保険者においては利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

#### 【区分と単位数】

算定方法	サービス種類	単価	要件
包括報酬	通所型サービスⅠ	1,672 単位	要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定国基準通所型サービスが4週以上必要とされた場合
	通所型サービスⅡ	3,428 単位	要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定国基準通所型サービスが4週以上必要とされた場合
出来高	通所型サービスⅠ	384 単位	要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定国基準通所型サービスが1月に1回から3回まで必要とされた場合
	通所型サービスⅡ	395 単位	要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定国基準通所型サービスが1月に1回から7回まで必要とされた場合



(2) 指定通所型サービスA

【額の算定に関する要綱 別表 4 注1】

通所型サービスA（一体型）の取り扱い、原則としてサービスの拠点ごとに行うものとし、次に該当する場合は、通所型サービスA（一体型）の取り扱いとする。

指定通所型サービスAの指定を受ける事業者が指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定国基準通所型サービスのいずれかの指定を受け、同一の法人により同一の拠点において、当該事業所の設備や備品等を使用し事業を実施する場合。

【区分と単位数】

●一体型

算定方法	サービス種類	単価	要件
出来高	通所型サービスA（一体型）Ⅰ	234 単位	要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所型サービスAが1月に1回から4回まで必要とされた場合
	通所型サービスA（一体型）Ⅱ	244 単位	要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所型サービスAが1月につき1回から8回まで必要とされた場合

●単独型

算定方法	サービス種類	単価	要件
出来高	通所型サービスA（単独型）Ⅰ 送迎なし	213 単位	要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所型サービスAが1月に1回から4回まで必要とされた場合
	通所型サービスA（単独型）Ⅱ 送迎なし	222 単位	要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所型サービスAが1月につき1回から8回まで必要とされた場合
	通所型サービスA（単独型）Ⅰ 送迎あり（往復）	307 単位	要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所型サービスAが1月に1回から4回まで必要とされた場合
	通所型サービスA（単独型）Ⅱ 送迎あり（往復）	316 単位	要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所型サービスAが1月につき1回から8回まで必要とされた場合

(3) 日割りについて

月額包括報酬で算定していたとしても、以下の場合は日割り計算を行うこととする。

- (ア) 月途中で契約開始・解除となった場合。
- (イ) 月途中で要介護から要支援に変更となった場合。
- (ウ) 月途中で要支援又は事業対象者から要介護に変更となった場合。
- (エ) 月途中で同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合。
- (オ) 月途中で要支援状態区分が変更となった場合。

<月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について>

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間

月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（独自） ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）</li> <li>・区分変更（事業対象者→要支援）</li> </ul>	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更（要介護→要支援）</li> <li>・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）</li> <li>・事業開始（指定有効期間開始）</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> </ul>	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との契約開始</li> </ul>	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）</li> </ul>	退居日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）</li> </ul>	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）</li> </ul>	退所日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間開始</li> </ul>	開始日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）</li> </ul>	資格取得日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）</li> <li>・区分変更（事業対象者→要支援）</li> </ul>	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更（事業対象者→要介護）</li> <li>・区分変更（要支援→要介護）</li> <li>・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）</li> <li>・事業廃止（指定有効期間満了）</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> </ul>	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）</li> </ul>	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）</li> </ul>	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）</li> </ul>	入所日の前日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間終了</li> </ul>	終了日		

<p>日割り計算用サービスコードがない加算及び減算</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日割りは行わない。</li> <li>・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※1）</li> <li>・月の途中で、要介護度（要支援含む）に変更がある場合は、月末における要介護度（要支援含む）に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> <li>・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。（月途中で介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様）</li> </ul>	<p>—</p>
-------------------------------	----------	--	----------

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

参考：介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）（令和5年8月25日事務連絡）

**（4）通所型サービスAの提供時間について**

**【額の算定に関する留意事項 第5 1】**

通所型サービスAの提供時間については、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを基本に、プログラムや提供時間等について、事業所が定めることができるが、原則3時間以上とする。ただし、国基準通所型サービスと同時一体的に実施し、機能訓練等加算(※)の要件を満たし、その加算を実施する場合は、2時間以上とすることができる。

※機能訓練等加算とは、生活向上グループ活動加算、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算のことをいう。

## 2 加算・減算について

※ 国基準通所型サービスと通所型サービスAで内容が重複している部分については、国基準通所型サービスを通所型サービスAと読み替えてください。

記載以外の基本的な取扱いについては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項第2の3に規定する通所型サービス費の取扱方針及び居宅サービス額の算定に関する留意事項第2の7に規定する通所介護費の取扱方針と同様の取扱いとします。

### (1) 定員超過による減算及び職員の人員欠如による減算

【額の算定に関する要綱 別表 2 注1 / 別表 4 注2】

月平均の利用者の数が施行規則第140条の63の5の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合、又は国基準通所型サービス要綱第5条（通所型サービスA要綱第5条）に定める介護職員の員数を置いていない場合は、それぞれの所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

#### <定員超過による減算>

指定国基準通所介護事業所の月平均の利用者数が運営規程に定められる利用定員を超えている場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

#### <人員欠如による減算>

指定国基準通所型サービス事業所の看護職員または介護職員の員数が、国基準通所型サービス要綱第5条に定める員数を満たしていない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数で算定する。

通所介護、地域密着型通所介護、国基準通所型サービス及び通所型サービスAを同時一体的に実施している場合の利用者の数の考え方については、1日を単位として、当該サービスの全ての利用者を合計した最大利用者数を用いて月平均利用者数を算出すること。

【額の算定に関する留意事項 第3 Ⅲ 1 / V 2】

### (2) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 《 国基準通所型サービスのみ 》

【額の算定に関する要綱 別表 2 注2】

指定国基準通所型サービス事業所の国基準通所型サービス従業者（国基準通所型サービス要綱第5条第1項に規定する国基準通所型サービス従業者をいう。以下同じ。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（国基準通所型サービス要綱24条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定国基準通所型サービスを行った場合は、1月につきの所定単位数又は、1回につきの所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

#### 【厚生労働大臣が定める地域】

山北町（三保、共和、清水を除く）、湯河原町、清川村（宮ヶ瀬、煤ヶ谷を除く）、  
相模原市緑区（旧津久井町（鳥屋、青根を除く）、旧藤野町（牧野を除く））、  
南足柄市（旧北足柄町＝内山、矢倉沢）、大井町（旧相和村＝赤田、高尾、柳、篠窪）、  
松田町（旧寄村、旧松田町＝松田町全域）、真鶴町

(3) 同一建物に居住する又は同一建物から通所する利用者に係る減算《国基準通所型サービスのみ》

【額の算定に関する要綱 別表 2 注5】

ア 国基準通所型サービスⅠ（1月につき）又は

国基準通所型サービスⅠ（1回につき）を算定している場合 1月につき 376単位

イ 国基準通所型サービスⅡ（1月につき）又は

国基準通所型サービスⅡ（1回につき）を算定している場合 1月につき 752単位

指定国基準通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定国基準通所型サービス事業所と同一建物から当該指定国基準通所型サービス事業所に通う者に対し、指定国基準通所型サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(4) 通所型サービスA送迎加算 《 通所型サービスAのみ 》

【額の算定に関する要綱 別表 4 (7)】

《 通所型サービスA (片道) 47単位 》

通所型サービスA（一体型）を算定する指定通所型サービスA事業所が、利用者に対して、その居宅と指定通所型サービスA事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき所定単位を算定する。

(1) 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、指定通所型サービスA事業所の従業者が当該利用者の居宅と指定通所型サービスA事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき加算の対象となる。ただし、指定通所型サービスA事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービスA事業所と同一建物から当該指定通所型サービスA事業所に通う者に対しては算定できない。

(2) (1)における同一建物とは、当該通所型サービスA事業所と構造上又は外見上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に指定通所型サービスA事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等につながっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

(3) (1)の規定に関わらず、同一建物においても、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、加算の対象とする。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所型サービスA事業所との間の往復の移動を介助した場合に限られること。

ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、地域包括支援センターの職員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所型サービスA計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

【額の算定に関する留意事項 第3 V 3】

(5) 通所型サービスA入浴加算 《 通所型サービスAのみ 》

【額の算定に関する要綱 別表 4 (8)】

《 通所型サービスA 1日につき 40単位 》

通所型サービスA(一体型)を算定する指定通所型サービスA事業所が、入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助を行った場合は、1日につき所定単位を算定する。

(1) 通所型サービスA入浴加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含むものとする。

(2) 通所型サービスA計画上、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

【額の算定に関する留意事項 第3 V 4】

(6) 生活機能向上グループ活動加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (5) / 別表 4 (9)】

《 国基準通所型サービス 1月につき 100単位 》

《 通所型サービスA 1回につき 25単位 》

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他指定国基準通所型サービス事業所の国基準通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した国基準通所型サービス計画(国基準通所型サービス要綱第39条第2号に規定する国基準通所型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

イ 国基準通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

国基準通所型サービスにおける生活機能向上グループ活動の①実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とし、②実施頻度は、1週につき1回以上行うこととし、③実施期間はおおむね3月以内とする。介護職員等は①から③までについて、当該利用者に説明し、同意を得ること。

※ 通所型サービスAにおいては、週1回程度実施し、1月で3回以上4回まで実施した場合に限る

- ・ 当該サービスは、1週につき1回以上行うこととしているので、実施しない週が発生した月は、特別な場合を除いて、算定できない。

なお、特別な場合とは、

ア 利用者が体調不良により通所を休んだ場合又は通所はしたが生活機能向上グループ活動サービスを利用しなかった場合

イ 自然災害や感染症発生等で事業所が一時的に休業した場合であって、1月のうち3週実施した場合である。

【額の算定に関する留意事項 第3 III 2 / V 5】

#### (7) 運動器機能向上加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (6) / 別表 4 (10)】

《 1月につき 225単位 》

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定国基準通所型サービス事業所であること。

(8) 若年性認知症利用者受入加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (7) / 別表 4 (11)】

《 国基準通所型サービス 1月につき 240単位 》

《 通所型サービスA 1日につき 30単位 》

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定国基準通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定国基準通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(9) 栄養アセスメント加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (8) / 別表 4 (12)】

《 1月につき 50単位 》

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定国基準通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（（10）において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定国基準通所型サービス事業所であること。

(10) 栄養改善加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (9) / 別表 4 (13)】

《 1月につき 200単位 》

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。



- ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定国基準通所型サービス事業所であること。

【厚生労働大臣が定める基準】

定員超過利用又は人員基準欠如となる基準

(11) 口腔機能向上加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (10) / 別表 4 (14)】

《 口腔機能向上加算 (I) 1月につき 150単位 》

《 口腔機能向上加算 (II) 1月につき 160単位 》

別に厚生労働大臣が定める基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(12)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算 (I) 150単位

イ 口腔機能向上加算 (II) 160単位

【厚生労働大臣の定める基準】

イ 口腔機能向上加算 (I) 次のいずれにも適合すること。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

ロ 口腔機能向上加算 (II) 次のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(5)までに掲げるいずれにも適合すること。
- (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(12) 選択的サービス複数実施加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (11) / 別表 4 (15)】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定国基準通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 選択的サービス複数実施加算 (I) 480単位
- イ 選択的サービス複数実施加算 (II) 700単位

【厚生労働大臣の定める基準】

- イ 選択的サービス複数実施加算 (I) 次のいずれにも適合すること。
  - (1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」）のうち、2種類のサービス実施していること。
  - (2) 利用者が国基準通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。
  - (3) 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。
- ロ 選択的サービス複数実施加算 (II) 次に掲げるいずれの基準にも適合すること。
  - (1) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。
  - (2) イ (2) 及び (3) の基準に適合すること。

(13) 事業所評価加算 《 国基準通所型サービスのみ 》

【額の算定に関する要綱 別表 2 (12)】

《 事業所評価加算 120単位 》

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定国基準通所型サービス事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

【要件】

- (1) 維持者には、要支援状態区分の維持者のほか、以下も含めて計算する。
  - ア 要支援1又は2が更新により、事業対象者となった場合
  - イ 事業対象者が継続して事業対象者である場合
  - ウ 事業対象者が要支援1又は2となった場合
- (2) 改善者数には要支援状態区分の改善のほか、事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった場合も含める。ただし、要介護になった者は除く。

(3) 更新・変更認定を受けた者の数には要支援認定の更新・変更認定を受けた者のほか、事業対象者として継続している者及び事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった者の数も含む。

(参考)

		現在の状態			
		要支援2	要支援1	事業対象者	事業対象外※
元の 状態	要支援2	維持者	改善者	維持者	改善者
	要支援1	—	維持者	維持者	改善者
	事業対象者	維持者	維持者	維持者	改善者

※要介護者になった者を除く。

【介護予防・日常生活支援総合事業における事業所評価加算の請求に関する国民健康保険団体連合会における審査の実施について（平成29年6月28日）】

【額の算定に関する留意事項 第3 Ⅲ 3】

(14) サービス提供体制強化加算

【額の算定に関する要綱 別表2 (13) / 別表4 (16)】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定国基準通所型サービス事業所が利用者に対し指定国基準通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、事業対象者においては当該利用者の週における利用回数、要支援者においては利用者の要支援状態等区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

《 国基準通所型サービス 》

ア サービス提供体制強化加算 (I)

- ①要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者） 88単位
- ②要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者） 176単位

イ サービス提供体制強化加算 (II)

- ①要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者） 72単位
- ②要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者） 144単位

ウ サービス提供体制強化加算 (III)

- ①要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者） 24単位
- ②要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者） 48単位

《 通所型サービスA 》

- ア サービス提供体制強化加算 (I) 22単位
- イ サービス提供体制強化加算 (II) 18単位
- ウ サービス提供体制強化加算 (III) 6単位

【厚生労働大臣の定める基準】

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） 次のいずれかに適合すること。

（一） 国基準通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。

（二） 国基準通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

（２） 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） 国基準通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

（２） イ（２）に該当するものであること。

ハ サービス提供体制加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） 次のいずれかに適合すること。

（一） 国基準通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

（二） 国基準通所型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

（２） 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

同一の事業所において通所介護、地域密着型通所介護、国基準通所型サービス及び通所型サービスAを一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

【額の算定に関する留意事項 第3 Ⅲ 4 / 第3 V 6】

（15）生活機能向上連携加算

【額の算定に関する要綱 別表 2（14） / 別表 4（17）】

《 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 1月につき100単位 》

《 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 1月につき200単位 》

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定国基準通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、アは算定せず、イは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

【厚生労働大臣の定める基準】

- イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。
- （１） 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該国基準通所型サービス事業所の機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
  - （２） 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
  - （３） （１）の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
- ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。
- （１） 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該国基準通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
  - （２） 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
  - （３） （１）の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

（16） 口腔・栄養スクリーニング加算

【額の算定に関する要綱 別表 2（15） / 別表 4（18）】

《口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 1回につき20単位》

《口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 1回につき5単位》

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定国基準通所型サービス事業所の指定国基準通所型サービス従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

【厚生労働大臣の定める基準】

- イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （１） 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
  - （２） 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
  - （３） 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
  - （４） 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
    - （一） 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。
    - （二） 当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。
- ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- （１） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
    - （一） イ（１）及び（３）に掲げる基準適合すること。
    - （二） 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。
    - （三） 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月でないこと。
  - （２） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
    - （一） イ（２）及び（３）に掲げる基準に適合すること。
    - （二） 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。
    - （三） 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

(17) 科学的介護推進体制加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (16) / 別表 4 (19)】

《1月につき 40単位》

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定国基準通所型サービス事業所が、利用者に対し指定国基準通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて国基準通所型サービス計画を見直すなど、指定国基準通所型サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他指定国基準通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(18) 介護職員処遇改善加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (17) / 別表 4 (20)】

別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第48号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定国基準通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定国基準通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数(*)の1000分の59に相当する単位数
イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数(*)の1000分の43に相当する単位数
ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の(*)1000分の23に相当する単位数

\*所定単位数とは

総単位数(\*\*)に地域単価（10.45）を掛けた単位数

\*\*総単位数とは

基本単位に以下の加算・減算を加えた単位数

②通所型サービスA（一体型に限る）：基本単位数のみ

イ **介護職員処遇改善加算（Ⅰ）**…次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

② 指定第1号通所事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。

③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。

- ④ 指定第1号通所事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 指定第1号通所事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (1) 介護職員の任用の際における職責または職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
  - (2) (1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - (3) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。
  - (4) (3)について、全ての介護職員に周知していること。
  - (5) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。
  - (6) (5)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ **介護職員処遇改善加算（Ⅱ）**…イ①から⑥まで、⑦(1)から(4)まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ **介護職員処遇改善加算（Ⅲ）**…次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① イの①から⑥及び⑧までに掲げる基準に適合すること。
  - ② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
    - (1) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
      - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
      - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
    - (2) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
      - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
      - b aについて全ての介護職員に周知していること。



## ○ キャリアパス要件と職場環境等要件について

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定する要件として、キャリアパス要件と職場環境等要件があります。

### 【キャリアパス要件】

**キャリアパス要件Ⅰ**…次のイ、ロ及びハを満たすこと。

- イ 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われているものを除く。）について定めていること。
- ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

**キャリアパス要件Ⅱ**…次のイ及びロを満たすこと。

- イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画にかかる研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
  - 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。

**キャリアパス要件Ⅲ**…次のイ及びロを満たすこと。

- イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。
  - 一 経験に応じて昇給する仕組み  
「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。
  - 二 資格等に応じて昇給する仕組み  
「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
  - 三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み  
「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
- ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

### 【賃金体系とは？】

職務や職能に応じた等級を定め、それに応じた基本給を定めることや、役職、資格、能力、経験又は職務内容等に応じ手当等を定めること。

(例)

- ・ 介護福祉士等の資格、介護職員初任者研修や介護職員実務者研修等の受講状況に応じた賃金水準の策定
- ・ 人事評価（実績・勤務成績・能力等）を踏まえた賃金への反映

### 【就業規則等とは？】

就業規則や給与規程のほか、法人内部の要綱・要領・規定や内規（就業規則作成義務のない事業所）類を指す。

※ 就業規則は、従業員の雇用形態、勤務時間等に関係なく、常時 10 人以上の従業員を雇用する場合は作成しなければならず、過半数組合または従事者の過半数代表者からの意見書を添付したうえで、労働基準監督署へ届出なければなりません。変更があった場合はその都度届出が必要になります。

【職場環境等要件】

届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（下記表参照）を全ての介護職員に周知していること。

入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

### 【介護職員処遇改善加算の算定要件】

取得する処遇改善加算の区分に応じた要件を満たすこと。

- イ 処遇改善加算(Ⅰ)については、キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ及び職場環境等要件の全てを満たすこと。
- ロ 処遇改善加算(Ⅱ)については、キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たすこと。
- ハ 処遇改善加算(Ⅲ)については、キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。

※ 取り扱いについては、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和5年3月1日老発0301第2号厚生労働省老健局長通知)を参照すること。

### (19) 介護職員等特定処遇改善加算

【額の算定に関する要綱 別表2(18)別表4(21)】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定国基準通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定国基準通所型サービス事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(*)の1000分の12に相当する単位数
ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数(*)の1000分の10に相当する単位数

\*所定単位数については、介護職員処遇改善加算を参照

### 【厚生労働大臣が定める基準】

- イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - 1 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
    - ① 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
    - ② 指定第1号通所事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
    - ③ 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職

員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

④ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。

2 当該指定第1号通所事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。

3 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。

4 当該指定第1号通所事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。

5 第1号通所事業費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。

6 第1号通所事業費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

7 2の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下このイにおいて同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

8 7の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

上記イ1から4まで及び6から8までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

※ 取り扱いについては、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和5年3月1日老発0301第2号厚生労働省老健局長通知）を参照すること。

## （20）介護職員等ベースアップ等支援加算

【額の算定に関する要綱 別表2（19）別表4（22）】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定国基準通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定国基準通所型サービスを行った場合は、所定単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 取り扱いについては、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和5年3月1日老発0301第2号厚生労働省老健局長通知）を参照すること。

Q. 通所型サービスAについて、加算は月で算定できるのか



A. 通所型サービスAは出来高報酬ですが、加算については、月、回数及び日ごとに算定する加算があります。通所型サービスAの費用の額の算定については、「茅ヶ崎市指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」をご確認ください。

### 3 他のサービスとの関係

利用者が次のサービスを受けている間は、国基準通所型サービス費及び通所型サービスA費を算定できません。

- ・ 第1号通所事業
- ・ 自宅で機能アップコース（短期集中訪問型サービス）
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護予防短期入所生活介護
- ・ 介護予防短期入所療養介護

利用者が指定第1号通所事業を受けている間は、当該事業所以外の第1号通所事業費は算定しない。ただし、当該複数の指定第1号通所事業所がいずれも出来高報酬の算定に係る指定第1号通所事業を行った場合は、この限りではない。

【額の算定に関する要綱 別表 2 注4 注5 / 別表 4 注3 注4】